

宇佐宮とその別符の成立

中野幡能

宇佐八幡が封戸をうけたのは天平十二年の廿戸が初見の史料であり（宇佐大鑑）、同十八年には三位に叙し封戸四百戸、度僧五十口、水田二十町を給わつた（石清水文書）。

これ等の封戸が大体建立を契機として一躍大きく浮び出て、豊前下毛、宇佐、豊後國東、大野、日向兒湯、臼杵の各郡に亘つた。天平勝宝二年二月廿九日には一品八幡大神に八百戸（前四百廿戸）、位田八十町（前五十町）、二品比咩神には封戸六百戸、位田六十町が施入せられた（統紀一八）。が、大神田麻呂・杜女の職職事件の為に両者は流罪に（統紀）、封戸位田は太宰府の檢知をうけた（太宰府史料）。更に天平勝宝七年三月廿八日には神宣により封戸位田は本に戻された（統紀一九）、しかし、「唯留常神田耳」とあるにより、二十戸は残つたのであろう。

宇佐大鑑によると「天平勝宝元年十二月廿戸貢神之由見千旧記也」とあるから四十戸になつたのであろう。この事件は宇佐八幡としては由々しき事件であり、八幡大神は天平勝宝七年には「汝等穢有過、自今不帰移伊予宇和嶺」（石清水文書）と託宣があり、ついで「我宮穢為故噦願移淨所、詫勝與曾咩、奉造觀音像、四天王各像一軀」の託宣があり、天平神護元年三月廿三日大尾山を切撥き宇佐公池守はその造宮使となつた。かくてこの年新駄入御し、旧駄を奈多海岸に移す行幸会が行われた。かくて翌天平神護二年には八幡大神は大尾山に遷座し（石清水文書）、四月十一日には神願を以て八幡比売神に封戸六百戸を奉じ（統紀廿七）、再び、八幡比咩神社の封戸は旧に復する事ができた。封戸返上より十一年目である。こゝに於て封戸は六百四十戸になつた。従つて八幡大菩薩の封戸は四十戸、比咩神分六百戸となる。宇佐大鑑によると

「但封千四百十戸内八百拾戸辟絰已火神分 六百戸二季比咩祭料留比咩神分」とある。比咩神分六百戸はこれをさすのであろう。

この封戸の所在地は豊前では上毛百戸、下毛百戸、宇佐二百一〇戸、計四百一〇戸、豊後では国東郡に六五戸、大野郡五〇戸で散在したものであろう。日向国では臼杵郡六五戸、児湯郡五〇戸計六百四〇戸があつた（宇佐大鑑）。

而して天平勝宝六年（七五四年）十一月に罪せられた八幡主神大神田麻呂は天平宝字七年（七六三）召還され天平神護二年（七六六）二月には外從五位下を授け豊後員外様となつた（続紀）、社殿の替造又は神宮寺に於ても新に造立が考えられ、神護景雲元年（七六七）九月十八日には神寺封戸を役し四年を限り比咩神宮寺の建立となるのである。

所が延暦十七年（七九八）十二月二十一日大菩薩井比咩神封一千四百十戸の封物は太宰府の官庫に納めしめられた（類聚三代格）。大同三年（八〇八）七月十六日には大菩薩井比咩神社の封物は太宰府の官庫の出納を停めて、豊前国司の出納する事になつた（類聚三代格）。

このようにして宇佐宮領は太宰府、国衙の支配下にあつたわけであるが、それから八十年の後の寛平元年（八八九）の四十九ヶ条によると、封戸に府園使の入勘を停止している事をみると（石清水文書）、既に封戸の庄園化が行われてゐる事を考えなければならないし、更に「請宮返抄、勘会公文、其來已久」又「若不請返抄國司者抑公文、有限神事、永勿牢籠之」としていふ。それから一世紀の後正暦五年來寛弘に至る神人命婦等による強訴が始り、位田、供田灯、神祈所等を基盤とする庄園化が画され、寛弘三年肥前国大町庄の立券以来康和の約百年間に悉く庄園化される。これが即ち本御庄十八ヶ庄である。その分布は

國名				庄名			
肥前	筑後	豊前	後	肥前	筑後	豊前	後
四	四	二	二	六	六	六	六
新開、角田、津隈、貫、到津、勾金	田染、石垣、	網別、椿、	小家、守部、小河、御深、	米多、赤目、大楊、大町、			

右の表に示される。

これ等の庄園立券の形態は東大寺領に於ける場合と同様に(一)出作田(二)籠作田(三)相博の三つの形態がみられる。(竹内理三氏、「寺領莊園の成熟」(寺領莊園の研究所収)。

- (1) 富山房国史辞典「宇佐八幡宮領」には全部とあるが、廿戸は残されたとみるべきであらう。
- (2) 前掲記事及び河野泰彦氏「宇佐宮莊園の成立過程」(大分県地方史一號)には六百三十戸が固定するとあるが、六百四十戸が正しいと思われる。
- (3) この点については、六百四十戸よりいつ八百戸が元に戻されたかは史料にみえないとすれば、一千四百十戸が正しいとすれば、天平宝字は七年に大神田磨の勅許と共に八幡大菩薩封戸も旧に復したのではなからうかとも思われる。

II

これ等の十八ヶ庄の立券についていかにして神領の拡大を試みたかという問題がある。これについては宇佐大鑑によると散在常見名田として掲げているが、これ等の開墾、買得、寄進の三形態に分類され永承より平安末まで行われているので時代的には最も新しいのである。

それまでの莊園が郷・庄と呼ばれる型の莊園であつたのに對して庄と別符という新しい型が生まれている。そこでこの別符を含めて時代的に分類して、みると、

次の如き三時代に区分することができる。

第一期 封戸莊園成立時代(寛平頃—寛弘前)	根本神領
第二期 官省符莊園成立時代(寛弘—康和前)	十八本庄
第三期 別符莊園成立時代(永承—)	散在常見名

さて宇佐宮の別符を宇佐大鑑によつて表にしてみると、次のようになる。

宇佐宮領別符一覧

国	郡	別符名	本郷又六本庄	面 積	立券開 鑑年代	備 考
宇佐宮とその別符の成立	豊前	宇佐 江嶋別符	辛嶋郷	用作3反 61丁1反30	(保元元) (1156頃) (長寛2以前) (1164以前)	大宮司宇佐公通開発 〃
		平田 "	高家郷			稟用文書による(建久以後の開発なるべし)
		下毛 野仲弁分	野仲郷			
	豊後	規矩 横代別符		54町		もと府領、府官人寄進、 後康和中匡房三昧堂仏燈油料寄進(宇佐公順)
		田河 虫生 "		35町	永長2.9.20 (1097)	
		国東 田原別符		59町	天喜5.3 (1057)	紀季兼(宮司公則外題) 始半不輸保元以後不輸
日向	豊前	" 大田原 "		20町		
		榆来 "				
		大分 勾 "	津守郷	(田) 36町7反 80歩(畠)3町	寮治5. (1092)	府帥匡房 三昧堂仏燈油料寄進
	豊後	日田 田嶋 "		36町	天喜2825 (1054)	寄進?(宇佐公則)
		石非 "			"	
		臼杵 岡富 "	臼杵庄	28町	不明(永承中) (1050)	開発(国司85代) (宇佐公則力)
肥前	日向	宮崎 茅生野 "		90町7反1代	(1100頃)	宇佐公順私領→宮領
		" 大墓 "		25町		〃
		" 渡 "	宮崎庄		不明(永承中) (1050頃)	(宇佐公則力)
		" 竹崎 "	"	20町	" (〃)	(〃)
		" 村角 "	"	30町	" (〃)	(〃)
		" 柏原 "	浮田庄	26町8反	嘉保2(1095)	(宇佐公順)
	肥後	" 長峰 "	"	15町	" (〃)	(〃)
		" 細江 "	"	30町	" (〃)	(〃)
		那珂 新名爪 "		60町	名曆2(1066)	封民8人代(宇佐公則力)
		高来 高来 "		130町	(康和中力) (1100頃)	もと府領匡房、寄進仏聖 灯油料(宇佐公順)
肥後	肥前	村田 "		130町	(〃)	大宮司宇佐公順私領 一公通
		豆津 "				
		五名 伊倉 "		(240町)	(康和中力) (1100頃)	大宮司宇佐公順一公基 公通、(240町ハ肥後國志による。) 大宮司宇佐公則
	山香 南郷 "					
	石原					

※ () の註記以外は悉く宇佐大鑑による。

これによると宇佐宮領有の開発別符の最も多いのは日向であり、次いで豊後、豊前、肥前、肥後となつてゐる。ことに注意しなければならない点は肥後の二別符である、肥後は別宮藤崎八幡宮の所在地で彌勒寺が、石清水を本家とするに及び、その所領は彌勒寺領になり、その外彌勒寺そのものゝ所領も泉庄、野原庄、宇山庄があつたので平安中期までは全然宇佐宮領はなかつた国である（石清水ノ一四六頁）。それが平安末、大宮司宇佐公則、公順の頃になると伊倉、南郷、石原別符が加つてゐる。宇佐大鑑によると伊倉別符は大宮司宇佐公順に「渡得」せしめられ、石原別符は大宮司公則の時に寄進せられた。たゞ石原別符は現在不明であるが、石村であろうとされてゐる（吉田氏「地名辞典」）。何れにしても肥後には封戸、位田、供田等全くなかつた限である。更に今一つの問題は最も多い日向領の問題である。

日向は封戸郷であつた臼杵庄、宮崎庄の二ヶ庄があつたのみであつた。それが富田庄、宮崎庄が永承中に開発されたのを始めとして嘉保年間に至る五十年間に立券を終え、宇佐大鑑にいう「太宰証状云日向千五百卅九丁七段十代」とあるのが百年後の建久図田帳によると千九百八十三町（総田数八千百六十二町）とされ四百五十町弱の増加を示してゐる。このように多くの庄園の開発をみることのできた事は日向における宇佐宮と関係の深い土持氏勢力が圧内に散在していた事によるといわれている（日高次吉氏「日向國西富田について」西日本史学オ四号）。

その立券された庄園は五郡に亘り七庄、十別符、三所を数える事ができる。その中最も多い庄園が別符である。この中本庄の判明した七別符があるが、根本神領といわれる旧封畠地臼杵、宮崎庄が中心になつてゐる。開発領主は宇佐大宮司、宇佐公則、公順の三代五十年である。封民代による立券、更に放生会、万燈会料物、相撲、駒等の課役は、豊前・豊後の封戸の郷と同様に、宇佐宮との関係の密接さがみられる（宇佐大鑑・奈多八幡記録）。

豊後の場合は田原、大田原等は安岐、武藏、田染、来縄に接觸してゐるのでこれ等の庄園の加納として開かれたものであらう。ただ櫛來別符は伊美郷にある。勾別符、田嶋・石原別符は何れも寄進地系別符である。

肥前は寄進買得によりなり、時代は大宮司宇佐公順、公基、公通の三時代のようである。

最後に豊前の別府は寄進、開発であり、公順、公通の名がみられる。が別符の中最も新しく立券されたであろうと思われる宇佐郡の場合をみると、平田別符と江嶋別符があるが、その江嶋別符をみると江嶋別符の中には条里の一角が存在している。応安八年六月一日の大福寺領江嶋別符等坪付注文案によると「一ノ坪」がある(大福寺文書)。従つてこの別符の起源は少くとも奈良時代乃至それ以前にその起源を考えてよく、又この別府で最も古いとされている伊呂利寺は今戸万九郎が鷹栖観音堂の觀音を奉つたという伝承は葛原郷より川を下つて来たとも考えられるし、又この伝承は三重郷蓮城寺の内山觀音と同体の楠が、臼杵満月寺それから更に海を渡つて宇佐川にたどりついたとも云われる伝承をもつてゐるが、何れもこの別符立券の起源と時代社会を物語る伝承とも考えられるし、さらにこれ等の伝承は律令制下における班田農民の逃避と、寄人的労働力による加納としての開發を物語つてゐるようである。

このようにして辛鳩郷の加納が別府として立券されたのは宇佐大宮司宇佐公通である。宇佐大鑑には、「宇佐郡高家、辛鳩西郷内平田別府

件別府者本荒野也、大宮司公通宿禰開發之領也、但同郡江嶋別符田数六十一丁一反卅、用作三反」

とある。をみると大宮司宇佐公通の時立券されたものであろう。この別符の初見の史料は長寛二年に死んだ宇佐権大宮司宇佐昌隆の私領であつた事(益水文書)に始る。然るときは、この別府の立券の年代は少くとも長寛以前であつた事が想像される。

平田別符の立券が保元二年である(宇佐郡誌三三頁)とされている事よりすれば江嶋別府も恐らくその時代とみるべきである。

抑々もこゝでうい別符については未だ字界には定説はないといわれているが、西岡虎之助氏は「別符といふのは本荘の公験に準拠して國司のはからいで成立した莊園地のことである」(同氏著莊園史研究上巻二七七頁)どし、渡辺澄夫氏もこの説を踏襲して「これは別に官省符等によるれつきとした本荘(本免)があり、その隣接地が附けたりとして庄園化する場合、

便宜的に下級者（国司）の責任において国符（免判）が下された所である。」（大分市史二七〇頁）と述べている。が、池田義賢氏は経済史研究十八の二「別府について」において從来別符に關する諸氏の見解を難じて、院聽下文を以て「官省符の代りのもの」として別符の典拠とすべきであると述べ、国史大辞典もこの説をとっている。

しかし日向国那珂郡新名爪別符は封民八人代として治暦一年（一〇六六）の立券であるし、豊後国國東郡田原別符は天喜五年三月（一〇五七）紀季兼の開発であるし、宇佐宮領別符の中で最も早いのは日向国司海宿禰封民八十五人の代に開作した白杵郡岡富別符の永承年中で（永承七年としても一〇五三年）である。院政開始は寛治二年（一〇八七）である。従つてこの説は一考を加えなければならないし、前記の説が妥当であるといわなければならない。

三

このように宇佐宮庄園拡充最後の形態として別符による拡充が行わたった事はどのような理由によるであろうか。庄園立券をめぐる国府政所から考察しよう。

律令制の弱体化は国司の遙任留守所の成立によつて現われるといわれている、「公文目代は国守公文を取扱う結果は次第に在庁官人の間に重要性をおびて来た。例えば莊園の免判を与える際にも莊園領主の呈出する解文に対しても、田所に命じて代々の国判、官符、馬上帖等、田所保管の田文と勘合せしめ目代はこの勘合を保証する意味の署判を加える。国守は、それによつて最後の署判を加え、こゝに国判としての効力を発生するものとなる。」（竹内理三氏「在庁官人の武士化」一二二頁）

このような手続は永祚元年の豊後国杵原八幡宮々師解文にみられる。かくして目代は必然的に庁政所の中心人物となり、国司の赴任のない場合は目代は国司の代官として、在庁は目代に服しなければならなかつた。このようにして目代を中心にして留守所が成立した。而して留守所の名は永承四年の郡許院收納所解の袖書が初見であるとされている（前掲一三頁）。

豊後国では杵原文書によると久安元年（一一四五）から目代単独で留守所判かによつて効力を発している。しかし、日向国でも同じく久安五年七月の庄宣があり、肥後国でも亦久安六年正月廿三日庄宣があり、肥前国は保元三年三月廿三日留守所下文（河上山

（一一五〇）

（一一五五）

（一一五八）

文書) 筑前国では天承元年十一月九日(一一三一) 庁宣(東大寺文書四ノ三十二) があるが、これ等の国は留守所は成立したが留守の庁宣を施行するのみに止るもので、留守所下文は常に庁宣施行状として出され、これ等の国が最も多い。前の豊後国が最も早く留守所の権能が拡大された国であるが、この傾向は時代が下るに従つてどこの国でもみられるようになる(竹内教授前掲論文)。

このように国庁政所の状態に対し宇佐宮政所はどうであろうか。庄園の膨大につれて宇佐宮經營厅として御供所として下宮を創設したのは弘仁中(八一六頃)であるとされているが(永弘文書六〇四号)、これはいわば延暦の第一期封戸制養額期の後であり、除々に封戸の庄園化のきざしがみられる時期であるので、恐らく政所の役割を果しつゝその長官は大宮司の兼帶であつたのではないかと思考される。しかし、史料の上ではその間の下宮の構造を知る事はできない。

寛平元年の宇佐八幡四十九条の定文(石清水文書)には封戸に府国使の入勘を停めてから、可成りの庄園化がなされていたものと思われるが、下宮長官である番長職の名はみられないが、康平年間に至り始めて番長宇佐弘枝がみられる(到津文書建暦三、一二二二)。而もこの頃の庄園事務の多忙は宇佐宮政所を成立せしめている。康平七年大宮司宇佐公則は政所總檢校職を兼帶している。(宇佐大鑑) 少くとも祭祀經濟と社領經濟の分化がこの頃行われたものであろうし、同時にこの天喜康平の頃が封戸制養額第三期である。次いで延久元年十一月十二日下宮には、梅大宮司宇佐宮雄の子弘国が始めて番長職に補任せられている(熊野御堂文書)。このようにして庄園經濟の管理組織は以後時代を追つて、繁忙を極め永久三年政所總檢校公則は宇佐基輔に總檢校職を譲つている(益永系図)。こゝに大宮司と政所總檢校の権能が分離し、總檢校職は以後世襲化して後の益永氏になつて行き、下宮番長職はその後弘國に世襲化されて後の永弘家に発展して行くが、このように、宇佐宮の権能が拡充されるにつれて、大宮司家はどうであろうか。

宮司はもと大神氏の門地であり、宇佐氏はその少宮司家であつたが、それは宇佐宮が天平勝宝二年二月廿九日一品八幡大神に封戸八百戸、位田八十町、二品比咩神には封戸六百戸、位田六十町が施入せられた(統記)時が、最隆盛期の八幡勢力の時代であつたが、比咩神祭祀氏族の宇佐氏咩の政治的圧力があつたらしく、天平勝宝七年三月廿八日に廿戸を残したまゝで悉く官庫に返納した(太宰府史料)。かくて天平神護二年八幡大神は大尾山に遷座し(石清水文書)、同天平神護二年には比咩

神に封戸六百戸を奉じ（統紀廿七）再び比咩神の封戸が旧に復した。

これはそれまでの宮司家が大神氏であるに対し、宇佐氏が入る端緒が開かれ、門地の詮議が行われた。

宝電 四 大神氏宮司、宇佐氏少宮司（石清水文書）

延暦二三 八幡神社等宮司は事に堪うる者を補す（後記）

弘仁一二 大神・宇佐二氏を八幡大菩薩宮司となす（後紀・東大寺要録・日本逸史・類聚国史）

貞觀一〇 大神・宇佐門地詮議あり（詮言集・大友史料六号）

宮司職をめぐる大神・宇佐氏の権力をめぐる斗争がみられるが、弘仁十一年に至つて始めて宇佐氏も亦宮司職に任せられるようになつたのである。それ以後大神・宇佐の二氏による大宮司がみられるようになつたが、永承年中（一一〇五〇頃）宇佐公則が大宮司になつて以来、承暦四年の宇佐公相（永坐三八号文書）、寛治二年に宇佐公順の名がみられる（乙咩文書）。保安四年宇佐公基がみられ（宇佐大鑑）、ついで保延元年十月十七日宇佐公通がみられるし（小山田文書）、更に寛治の院政が始まると宇佐公順は皇室又は頼閥家を本家とし（宇佐大鑑近衛家所領目録）、その間大神氏の大宮司がみられない事は完全に大宮司の宇佐氏による世襲制が確立し、封建制の成立を意味するものである。

このように久安元年（一一四五）豊後国留守所の成立の頃から宇佐宮では大宮司家の世襲化がみられ且又政所の強化が並行して行われている。

このようにして宇佐宮の内部機構における宇佐氏の勢力の強化は決して平安末に於いて行われたのではなくして平安初期特に弘仁以来であつた事は既に述べた所であるが、氏神比咩神の異名とする人聞菩薩の活動が盛んになるのもこの頃からである。豊後国東半島豊前宇佐下毛が最もその関連性を深くするが、人聞菩薩の活動は両筑・肥前に至るまで活動している。これ等の人聞菩薩の伝導者は比咩神宮寺の僧坊を中心とする衆徒であつたと思われる。ことに豊後大野緒方地方を例にとつても人聞の活動はその人聞作と伝えられている石仏によつてもその活動がうかがえる。参考の為に次に表を掲げる。（尙仁

豊後石佛一覧表

番号	所 在 地	名 称	像 種	推定年代	作 伝 者 説	備 考
1	大分市元町	岩槻師	藥師(主)、不動、二童子、毘沙門	平安 初期半	日羅	
2	大分郡植田村高瀬	A石仏調五尊	大日、如意輪、馬頭觀音、大威德、深沙大將	" 中	仁聞	
3	大野郡菅尾村浅瀬	岩 樹 現	藥師、弥陀、十一面、千手觀音、毘沙門	" 中	"	
4	" 南緒方村宮園		觀迦、阿彌陀、藥師	" 中	"	
5	臼杵市深田	D堂ヶ迫下郡	阿彌陀、觀音、勢至、及二菩薩	" 中	日羅	
6	大分市元町龍ヶ堀	B東 群	三尊佛、毘沙門、十一面等六尊	平安	"	
7	大野郡菅尾村大字宮園		大日、不動、持國三、イユエ、五輪塔	"	仁聞	
8	" 井田村大造		大日座像	" ?	"	
9	臼杵市深田	A 大日山群	大日四尊、二菩薩二日月上、增長、多聞等十三尊、仁王	平安	日羅?	
10	"	B隱レ地巖群	仏坐像三体	"	"	
11	" 南津留中尾合	C城ヶ迫下群	三尊佛、三尊、觀音等八狀	"	"	
12	"	G " 上"	大日、觀迦、觀音、勢至、及二菩薩	"	"	
13	"	H " "	阿彌陀、觀迦、藥師、愛染明王	"	"	
14	"	I " "	觀迦、阿彌陀、藥師、觀音	"	"	
15	大分市元町龍ヶ堀	A 西 群	大日、三尊佛、不動、毘沙門十一尊	" 及以後	"	或鎌倉初
16	臼杵市南津留、中尾合	C堂ヶ迫上群	地藏十王	平安末	"	
17	大分市元町	B 三 尊 仏	仏座像三軀	平安?	"	
18	"	C " "	仏座像、脇侍二菩薩	" "	"	
19	" 龍ヶ堀	C 千 仏 岩	千軀仏	" "	"	
20	大分郡植田村高瀬	三尊佛龕	阿彌陀、觀迦、藥師? (一茎三葉) 大日觀迦、阿彌陀不動及二童子、毘沙門	" "	仁聞	
21	臼杵市大字門前			" 未?	日羅?	
22	" 南津留中尾合	E堂ヶ迫上野	五輪塔薄影	鎌倉初	日羅	
23	大野郡合川村六種		不動及二童子、阿彌陀、藥師	" 以後	仁聞	
24	豊後高田市田染区 真中	四 面 仏	阿彌陀	" ?	"	
25	" 熊野社		丈日(坐)不動明王及童子受茶羅	" ?	"	
26	大分市元町	E 仏 總	仏座像五軀、五輪塔	鎌倉以後	"	
27	大野郡上井田村 上尾塚		不動明王及二童子	" ?	"	(規)
28	臼杵市深田 (福時址)		真野長者夫妻像	" ?	日羅?	
29	玖珠郡飯田村		不動明王及二童子	" "	?	(規)

註 本表は京都大学文学部豊後磨崖石仏の研究所収『豊後主要磨崖石仏地名表』により作成。推定年代のあるもののみととり鎌倉以後は省略した。但し、所在地は判明の分は現在地名とした。伝承作者は編者の註である。

この表によるとその仁聞の石仏は平安中期に始つてゐるが、それは延喜延長の第二期封戸衰頼期であり、宇佐八幡としては封戸の庄園化の行われる時期であり、且又末社拡充期である、即ち延喜の日田郡司による若八幡、承平の橋能員による肥後藤崎八幡（肥後国志）、天暦の国東桜八幡興導寺（元享觀書）このようにして上部構造に対する八幡宮の伝播が行われているが、下部構造の庶民を対象としては人間菩薩の活動があり主として造像造寺であるが、その活動についてはシヤマニズム的な面が頗著にみられる。この事は一はあたかも伝にいう天暦五年の人間菩薩燒身の行という伝承が意味するよう劇烈な活動が考えられる（詫宣集王卷十、人間菩薩朝記）。

宇佐宮権力の吹張が上部構造に対する、神社対策、だけでなしに宇佐宮庄民に対する信仰を集めて行く事を忘れない、かつた事を意味する。「表に」は出でないが大分郡勾別府の石仏彌陀三尊も實治五年の別符立券と共に山下の八幡社に対応して山上に供養せられたものであろうし、これ等の仁聞菩薩の伝導は鎌倉、足利時代まで続いていたことが想像される。

- ① 粟子俊一氏『大分県下の地理遺構』（大分県地方史第四号）
② 抽稿『八幡信仰の二元的性格—仁聞菩薩発生をめぐる史的研究—』宗教研究（日本宗教学会編）一四四号

四

このようにしてみてくると我々は次の事柄を考えられる。即ち先に述べた第二期庄園成立時代が東大寺庄園と同じような形態で拡大されていいるのに對して、第三期になると別符庄園成立に變る事は如何なる理由であろうかをみて來た。即ち別符庄園成立時代が永承から始つた事と時代を一にした大宮司家宇佐氏の世襲制が成立し、且又宇佐宮庄園には人間菩薩の信仰が最も活潑に活動を始めて、造像造寺の事業に從事している事実である、更に亦その頃宇佐宮はその本家を皇室又は摂関家におき（宇佐大籬・益永文書・近衛家所領目録）、宇佐大宮司家の権力は將に九州朝廷として君臨する事になつた。

このように嘗て飛鳥時代までの宇佐氏のもつ古代権力が律令制の制定により長い間こわされて来たが、律令制の崩壊院政の開始によつて、国衙の勢力を駆逐して再び古代政權の復活をみようとする。しかして國司の免判のみによつて成立する別符を發生せしめる。

いま別符の所在地をみると国衙の勢力の早く崩れた辺境地方に多く、却つて豊前等が最も遅れた事は、一は境内郷と呼ばれ

(1) る地域でその立券の必要を認めなかつたのか、或は国衙の勢力が長く衰えなかつたのか、その数も少くその立券の最も遅れた地域である。いずれにしても、宇佐宮領別符の成立は律令制の崩壊過程に対する宇佐古代政権の復活をみようとする時代の特殊な封建的土領有形態でもある。

こうした古代権力の獲得はその境内郷と称する郷民に対して封民と称して、室町時代までも隸属関係を強要されている。

封戸郷司

(差進カ)

□□御炊殿加用營人

字ニ次郎
冠者 事

右件男、往古封民也、仍所^レ差進之^一如レ件、

貞永元年七月廿七日

(政所カ)
□□惣檢校封戸郷司御善⁽²⁾(花押)

これは宇佐宮では最も重要な神事として奈良時代より行われて来た行幸会の際に、下宮即ち御炊殿に加用雜仕女なるものを各郷即ち安岐・武藏・米綱・封戸・向野・高家・辛嶋・葛原・野仲・大家のいわゆる十郷郷民の中より召出したのである。こうした古代権力の復活は平安末期即ち別符庄園成立期に発するものであろうと思われる。

(本研究には昭和二十九年度文部省科学研究費をうけ、本稿は三木俊秋氏との共同研究の一部である。尚本研究に対する九大竹内理三教授・分大渡辺澄夫教授・富永隆助教授等の御教示に対して感謝いたします。)

(1) 永弘文書に大治元年(一一二四)五月十九日の番長宇佐保俊解文案には同司の外題判があるが同年に序宣が出ているので、(到津文書) 大治には留守所はあつたのではなからうか。

(2) 永弘文書三四号文書(大分県史料オ三卷所収)

(筆者大分県教育研究所員大分県史料編纂員)